

バス運行対策費補助金交付要綱

平成13年5月15日
国自旅第16号
改正 平成14年6月25日
改正 平成15年6月5日
改正 平成16年9月3日
改正 平成17年3月30日
改正 平成18年3月29日
改正 平成19年3月30日
改正 平成20年3月21日
改正 平成22年3月24日

本交付要綱に基づき交付する国庫補助金については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」及び「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）」に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

第1編 生活交通路線維持費国庫補助金

第1章 総則

（目的）

第1条 過疎現象等による輸送人員の減少のため地域住民の生活に必要なバス路線の維持が困難となっている現状にかんがみ、生活交通路線の確保方策の一環として、国と地方公共団体が適切な役割分担を図りつつ、生活交通路線として必要なバス路線のうち広域的・幹線的なバス路線の運行の維持等を図るための助成措置を講じ、もって地域住民の福祉を確保することとする。

（定義）

第2条 本編において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助ブロック 別表1に定める地域ブロックをいう。
- (2) 地域協議会 地域における生活交通路線の確保のため各都道府県が主体となり、地方運輸局、関係市町村及び関係事業者等の構成員によって設置されるものをいう。
- (3) 生活交通路線 地域協議会において地域住民の生活に必要な旅客自動車輸送の確保のために、維持・確保が必要と認められ、都道府県知事が指定し、かつ、次に掲げるすべての要件を満たすものをいう。
 - (イ) 複数市町村にまたがるもの。ただし、この要件成否の決定は、平成13年3月31日における市町村の状態に応じて決定するものとするが、平成13年4月1日以降に市町村合併が行われた後の単一市町村内を運行するものとして新たに国庫

補助金を受けようとする路線はこの限りでない。

- (ロ) キロ程が10km以上のもの。
- (ハ) 1日当たりの輸送量が15～150人のもの。
- (ニ) 1日当たりの運行回数が3回以上のもの。ただし、地域協議会が認めた場合は、平日1日当たりの運行回数が3回以上のものとする。
- (ホ) 別表2に定める広域行政圏の中心市町村への需要に対応して設定されるもの、都道府県庁所在地への需要に対応して設定されるもの又は、それ以外の市町村であって、総合病院等医療機関、学校等の公共施設及び商業施設等が存在するなど、広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されていると認められるものとして、都道府県知事が指定し、国土交通大臣の承認を受けたものへの需要に対応して設定されるもの。
- (ヘ) 経常収益が経常費用の11/20以上の路線又は、経常収益が経常費用の11/20に満たない路線で、都道府県及び市町村が補助することにより経常収益並びに当該都道府県及び市町村の補助額の合計額が経常費用の11/20に相当する額に達するもの。
- (4) 収支改善計画策定路線 国庫補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度に生活交道路線維持費補助金の交付を受けた路線のうち、都道府県毎に当該補助金の交付を受けた額の多い順上位20%
(国庫補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度以前に国土交通大臣の指定を受けた路線を除く。)の路線であって、国土交通大臣が指定した路線をいう。
- (5) 乗合バス事業者 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。
- (6) 補助対象期間 国庫補助金の交付を受けようとする会計年度(財政法(昭和22年法律第34号)第11条に規定する会計年度をいう。以下同じ。)の9月30日を末日とする1年間をいう。
- (7) 輸送量 次式によって算出された数値をいう。
平均乗車密度 × 運行回数
- (8) 地域キロ当たり標準経常費用 乗合バス事業の運賃原価算定基準により算定された補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度における乗合バス事業の標準原価に基づき算出される地方民営乗合バス事業者の当該補助ブロックを含む地域の実車走行キロ1キロメートル当たりの標準経常費用を基礎として、次式により計算して得られた額をいう。(第3章に係る経常費用を除く。)
地域実績キロ当たり標準経常費用 ×
地域の過去3年間の平均増減率
(1 + $\frac{\quad}{2}$)
- (9) 乗合バス事業者 キロ当たり経常費用をいう。(第3章に係る経常費用を除く。) 補助対象期間の乗合バス事業の経常費用を補助対象期間の実車走行キロ数で除した1キロメートル当たりの経常費用をいう。(第3章に係る経常費用を除く。)

- (10) 補助対象経常費用 本条(8)の地域キロ当たり標準経常費用と本条(9)の乗合バス事業者キロ当たり経常費用とを比較し、いずれか少ない方の額（沖縄県及び離島にあっては、本条(9)の乗合バス事業者キロ当たり経常費用）に補助対象路線の実車走行キロ数を乗じて得た額をいう。
- (11) 離島 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島に属する島及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する小笠原諸島に属する島並びに沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島に属する島をいう。

（生活交通路線維持確保3カ年計画の承認）

第3条 本編の補助金を国と協調して補助しようとする都道府県知事は、地域協議会における協議結果に基づき、次の事項を記載した生活交通路線維持確保3カ年計画を策定し、国土交通大臣の承認を受けるものとする。

(1) 生活交通路線の概要

(イ) 生活交通路線の概要

(ロ) 生活交通路線のアセスメント概要

(ハ) 第2条(3)(ホ)に基づき「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認められるものとして、都道府県知事が指定しようとする市町村の一覧

(ニ) 第2条(3)(ニ)のただし書きにより、平日1日当たりの運行回数が3回以上と地域協議会が認めた路線の概要

(2) 収支改善計画策定路線についての改善方針

- 2 前項の承認申請は、第1号様式による生活交通路線維持確保3カ年計画書を、毎年、補助金を交付しようとする会計年度の6月30日までに国土交通大臣に提出して行うものとする。
- 3 都道府県知事は、承認を受けた生活交通路線維持確保3カ年計画について、地域協議会における協議結果に基づき、生活交通路線を追加又は収支改善計画策定路線の改善方針を変更しようとするときは、国土交通大臣の承認を受けるものとする。
- 4 前項の承認申請は、第1号の2様式による生活交通路線維持確保3カ年計画変更届出書を国土交通大臣に提出して行うものとする。
- 5 第2項による生活交通路線維持確保3カ年計画書及び第4項による生活交通路線維持確保3カ年計画変更届出書の提出は、当該都道府県の区域を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長（北海道にあっては札幌運輸支局長、沖縄県にあっては陸運事務所長。）を經由して行うものとする。

（生活交通路線維持確保計画の実施）

第4条 国土交通大臣は、生活交通路線維持確保3カ年計画が計画どおり実施されていないため、生活交通路線の確保に支障が生じるおそれがあると認められるときは、

都道府県知事又は乗合バス事業者に対し、その実施のために必要な措置を講ずることを求めることができる。

- 2 国土交通大臣及び都道府県知事は、第1項の計画に係る乗合バス事業者が当該求めに係る措置を講じていないため補助金交付の目的達成が困難となると認めるときは、補助金の全部又は一部の不交付の措置をとることができる。

第2章 路線維持費国庫補助金

(国庫補助金の交付対象事業者)

第5条 国庫補助金の交付対象となる者(以下「補助対象事業者」という。)は、第7条の基準に適合する補助事業を行う乗合バス事業者とする。

(国庫補助金の交付額)

第6条 国庫補助金の交付額は、予算の範囲内において、次条第1項の補助事業に係る補助対象経費の1/2に相当する額以内の額とする。ただし、国と協調して都道府県が交付する補助金の交付額以内の額とする。

(補助事業の基準)

第7条 補助対象事業者の行う補助事業は、次の各号に掲げる基準に適合するものとする。

- (1) 補助対象路線は、生活交通路線であって、補助対象期間に当該生活交通路線の運行によって得た経常収益の額が同期間の当該生活交通路線の補助対象経費用に達していないものとする。
- (2) 補助対象経費の額は、補助対象経費用と経常収益との差額とする。ただし、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合運行系統の輸送量の和が1日当たり150人を超えるものに係る補助対象経費の額は、次式により計算された額とする。

$$\left(\frac{\text{当該生活交通路線の補助対象経費用と経常収益との差額} \times \text{当該生活交通路線の総キロ程} - \text{競合区間に係るキロ程}}{\text{当該生活交通路線の総キロ程}} \right)$$

- (3) 補助対象経費の額は、平均乗車密度が5人未満の生活交通路線については、当該運行系統の輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)を運行回数とみなした場合の当該運行回数分に相当する額とする。
- (4) 補助対象経費の額は、補助対象経費用の9/20に相当する額を限度とする。ただし、複数年単位で当該生活交通路線を運行する乗合バス事業者を決定している場合における2年目以降の補助対象経費の額については、前年度の補助対象経費の額(前年度が複数年契約における初年度であって当該年度の始期から9月30日までの期間が1年に満たない場合にあつては、当該年度の始期から9月30日までの補助対象経費の額の1年間相当分の額)を限度とするものとする。

- 2 補助対象路線の要件成否の決定は、当該補助対象期間の末日における状態に応じて決定するものとする。
- 3 都道府県知事は、乗合バス事業者であって、地域協議会の結果に基づいて都道府県の定める一定の要件の下で、最も少ない補助金で生活交通路線を運行するものを補助対象事業者として選定するものとする。

(国庫補助金の交付の申請)

第8条 国庫補助金の交付を受けようとする者は、第2号様式による国庫補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、国庫補助金の交付を受けようとする会計年度の11月20日までに国土交通大臣に提出するものとする。ただし、本条(1)の書類について、本要綱の他の補助金の交付申請においてすでに添付している場合は、省略することができる。

- (1) 補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）第2条第2項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（第3章に係る経常費用を除く。）
- (2) 第2号の2様式による補助対象期間に係る運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線に係るものに限る。）

(国庫補助金の交付決定及び額の確定等)

第9条 国土交通大臣は、前条の規定により提出された申請書を審査の上、これを正当と認めるときは、国庫補助金の交付の決定及び額の確定を行い、第3号様式による国庫補助金の交付決定及び額の確定通知書をもって当該申請者にその旨を通知する。

(国庫補助金の経理等)

第10条 国庫補助金の交付を受けた者は、国庫補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておくものとする。

- 2 前項の帳簿及び国庫補助金の経理に係る証拠書類は、国庫補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくものとする。

(国庫補助金の返還)

第11条 国土交通大臣は、補助対象事業者が国庫補助金の交付を受けたにもかかわらず、当該年度内（都道府県における出納整理期間を含む。）に都道府県から国が交付した額以上の補助金の交付を受けなかった場合は、国庫補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

第3章 車両減価償却費等国庫補助金

(国庫補助金の交付対象事業者)

第12条 補助対象事業者は、第14条の基準に適合する補助事業を行う乗合バス事業者とする。

(国庫補助金の交付額)

第13条 国庫補助金の交付額は、予算の範囲内において、次条の補助事業に係る補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の1/2に相当する額以内の額とする。ただし、国と協調して都道府県が交付する補助金の交付額以内の額とする。

(補助事業の基準)

第14条 補助対象事業者の行う補助事業は、次の各号に掲げる基準に適合するものとする。

- (1) 補助対象事業者は、第7条第3項の要件に該当する者とする。
- (2) 補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の対象となる車両は、補助対象期間中に新たに購入等を行い、主として生活交通路線の運行の用に供する車両とし、車両の種別は地上から車両の床面までの地上高が65cm以下の車両であって次に掲げるものとする。
 - (イ) ワンステップ型車両（スロープもしくはリフト付き）
 - (ロ) ノンステップ型車両（スロープもしくはリフト付き）なお、ノンステップ型車両は、原則として、標準仕様ノンステップバス認定要領（平成15年12月26日付国自技第211号又は平成18年3月10日付け国自技第254号）に基づく認定を受けた車両に限る。
 - (ハ) 小型車両（(イ)及び(ロ)の類型に属さない、長さ7m以下かつ定員29人以下の車両）
- (3) 補助対象購入車両減価償却費に係る車両費の額（車両本体及び生活交通路線の運行に必要な附属品の価格の合計）は、1両につき(イ)又は(ロ)のいずれか少ない額を限度（沖縄県にあっては(イ)についてはこれに30万円を加算した額）とし、補助事業の交付額は、償却期間5年、償却率は定率法50%、定額法20%として次式により計算された額及び当該購入に係る金融費用（年2.5%を上限）の合計額とする。ただし、償却期間5年を適用しない事業者については、事業者が設定した償却率をもって算出した額と比して低い方の額とする。また、特別償却を行う場合にあっては当該償却率を乗じた額を上乗せできるものとする。なお、リース車両の減価償却費及び金融費用の算出方法についても同様の取扱いとする。

補助対象購入車両減価償却費に係る車両費の額×

当該車両の減価償却率×補助対象期間中に使用していた月数

12（月）

- (イ) ワンステップ型車両については、1,300万円。ただし、小型車両は1,200万円、ノンステップ型車両については、1,500万円（それぞれ消費税を除く）とする。
 - (ロ) 実費購入費（消費税を除く）から備忘価額として1円を控除した額
- (4) 本項(2)(ロ)に定めるノンステップ型車両について、標準仕様ノンステップバス認定要領（平成15年12月26日付国自技第211号又は平成18年3月10日付け国自技第254号）に基づく認定を受けた車両以外の車両を購入しようとする場合は、事前に

国土交通大臣にその理由を記載した書類を提出しなければならない。

(国庫補助金の交付の申請)

第15条 国庫補助金の交付を受けようとする者は、第4号様式による国庫補助金交付申請書に補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の事業報告書(本章に係る経常費用を除く。)及び補助対象購入車両減価償却費並びに当該購入に係る金融費用の根拠となる書類を添えて、国庫補助金の交付を受けようとする会計年度の11月20日までに国土交通大臣に提出するものとする。ただし、本条の添付書類について、本要綱の他の補助金の交付申請においてすでに添付している場合は、省略することができる。

(補助事業の変更の承認)

第16条 国庫補助金の交付を受けようとする者は、第14条第1項の補助事業の補助対象車両の国庫補助金の交付額の変更を生じる場合は、変更の内容及び変更理由を記載した補助事業変更承認申請書を国土交通大臣に提出し、その承認を受けるものとする。

(国庫補助金の交付決定及び額の確定等)

第17条 国土交通大臣は、第15条の規定により提出された申請書を審査の上、これを正当と認めるときは、国庫補助金の交付の決定及び額の確定を行い、第5号様式による国庫補助金の交付決定及び額の確定通知書をもって当該申請者にその旨を通知する。

(準用規定)

第18条 第10条及び第11条の規定は、本章の補助について準用する。

第2編 路線維持合理化促進国庫補助金

(目的)

第19条 地域住民の生活に必要なバス路線の維持に向けて、バス事業者が費用削減や増収努力等の一層の合理化を進めることが必要であることから、一定の経営改善を行ったバス事業者に対してインセンティブ措置を講じることにより、更なる経営効率化を図り、もって地域住民の生活交通を効率的に維持することとする。

(定義)

第20条 本編において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助ブロック 別表1に定める地域ブロックをいう。
- (2) 乗合バス事業者 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。
- (3) 補助対象期間 国庫補助金の交付を受けようとする会計年度(財政法(昭和22年法律第34号)第11条に規定する会計年度をいう。以下同

じ。)の9月30日を末日とする1年間をいう。

- (4) 地域キロ当たり
標準経常費用
- 乗合バス事業の運賃原価算定基準により算定された補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度における乗合バス事業の標準原価に基づき算出される地方民営乗合バス事業者の当該補助ブロックを含む地域の実車走行キロ1キロメートル当たりの標準経常費用を基礎として、次式により計算して得られた額をいう。(第3章に係る経常費用を除く。)

$$\text{地域実績キロ当たり標準経常費用} \times \frac{\text{地域の過去3年間の平均増減率}}{(1 + \frac{\quad}{2})}$$

- (5) 乗合バス事業者
キロ当たり経常
費用
- 補助対象期間の乗合バス事業の経常費用を補助対象期間の実車走行キロ数で除した1キロメートル当たりの経常費用をいう。
(第3章に係る経常費用を除く。)
- (6) 乗合バス事業者
キロ当たり補助
路線経常収益
- 補助対象期間の乗合バス事業者の補助対象路線の経常収益を補助対象期間の補助対象路線の実車走行キロ数で除した1キロメートル当たりの経常収益をいう。

(国庫補助金の交付対象事業者)

第21条 国庫補助金の交付対象となる者(以下「補助対象事業者」という。)は、第23条の基準に適合する補助事業を行う乗合バス事業者とする。

(国庫補助金の交付額)

第22条 国庫補助金の交付額は、予算の範囲内において、次条の補助事業に係る補助対象経費の1/2に相当する額以内の額とする。ただし、国と協調して都道府県が交付する補助金の交付額以内の額とする。

(補助事業の基準)

第23条 補助対象事業者の行う補助事業は、次の各号に掲げる基準に適合するものとする。

- (1) 補助対象路線は、連続する二事業年度において第7条第3項の要件に該当する者であって、次に掲げる(イ)及び(ロ)又は(イ)及び(ハ)の要件を満たす者が運行する路線をいう。
- (イ) 乗合バス事業者キロ当たり経常費用が地域キロ当たり標準経常費用を下回っていること。
- (ロ) 申請年度の乗合バス事業者キロ当たり経常費用が前年度の乗合バス事業者キロ当たり経常費用を下回っていること。
- (ハ) 申請年度の乗合バス事業者キロ当たり補助路線経常収益が、前年度の乗合バス事業者キロ当たり補助路線経常収益を上回っていること。
- (2) 補助対象経費の額は、次式により計算して得られた額(「(イ)及び(ロ)又は(イ)及び(ハ)のいずれか多い額を加えた額」。以下同じ。)とする。ただし、次式により計算して得られた額が、第7条による補助対象経費の1/2に相当する額を上回る場

合は、同額を限度とする。

- (イ) (地域キロ当たり標準経常費用－乗合バス事業者キロ当たり経常費用) × 実車走行キロ × 5%
 - (ロ) (前年度の乗合バス事業者キロ当たり経常費用－申請年度の乗合バス事業者キロ当たり経常費用) × 実車走行キロ × 20%
 - (ハ) (申請年度の乗合バス事業者キロ当たり補助路線経常収益－前年度の乗合バス事業者キロ当たり補助路線経常収益) × 実車走行キロ × 20%
- (3) 第7条第1項第2号ただし書き及び第3号の規定は、前号の補助対象経費の額について準用する。

(国庫補助金の交付の申請)

第24条 国庫補助金の交付を受けようとする者は、第2号様式による国庫補助金交付申請書を、国庫補助金の交付を受けようとする会計年度の11月20日までに国土交通大臣に提出するものとする。

(国庫補助金の交付決定及び額の確定等)

第25条 国土交通大臣は、前条の規定により提出された申請書を審査の上、これを正当と認めるときは、国庫補助金の交付の決定及び額の確定を行い、第3号様式による国庫補助金の交付決定及び額の確定通知書をもって当該申請者にその旨を通知する。

(準用規定)

第26条 第10条及び第11条の規定は、本編の補助について準用する。

附 則 (平成13年5月15日国自旅第16号)

- 1. この交付要綱は、平成13年度から適用する。ただし、平成12年10月1日から平成13年3月31日までの補助対象期間に係る「第2種生活路線維持費国庫補助金」、「第3種生活路線運行費国庫補助金」については「地方バス路線維持費補助金交付要綱」に基づいて補助するものとする。
- 2. この要綱は、5年後に見直しを行うものとする。

附 則 (平成14年6月25日国自旅第45号)

- 1. この交付要綱は、平成14年度から適用する。
- 2. 平成14年6月30日までの第3条第5項の適用については、同項中「運輸監理部長又は運輸支局長」とあるのは「陸運支局長」と、「札幌運輸支局長」とあるのは「札幌陸運支局長」とする。

附 則 (平成15年6月5日国自旅第43号)

- 1. この交付要綱は、平成15年度から適用する。

附 則 (平成16年9月3日国自旅第131号)

- 1. この交付要綱は、平成16年度から適用する。

附 則 (平成17年3月30日国自旅第306号)

- 1. この交付要綱は、平成17年度から適用する。

附 則 (平成18年3月29日国自旅第279号)

- 1. この交付要綱は、平成18年度から適用する。
- 2. この交付要綱は、5年後に見直しを行うものとする。

附 則（平成19年3月30日国自旅第329号）

1. この交付要綱は、平成19年度から適用する。
2. 第21条(6)の「地域公共交通会議において協議」は、当分の間、地域協議会の協議をもって地域公共交通会議の協議とみなす。

附 則（平成20年3月21日国自旅第312号）

1. この交付要綱は、平成20年度から適用する。

附 則（平成22年3月24日国自旅第306号）

1. この交付要綱は、平成22年度から適用する。

補助ブロック一覧表

ブロック名	適用地域	備考
北北海道	旭川、帯広、釧路及び北見運輸支局管内	
南北海道	札幌、函館及び室蘭運輸支局管内	
東北	青森県、岩手県、宮城県及び福島県	
羽越	秋田県、山形県及び新潟県	
長野	長野県	
北関東	群馬県、栃木県及び茨城県	
千葉	千葉県	
武蔵・相模	埼玉県、東京都三多摩地区及び神奈川県	京浜及び山梨・静岡ブロックに属する地域を除く。
京浜	東京都特別区、三鷹市、武蔵野市、調布市、狛江市、川崎市及び横浜市	
山梨・静岡	山梨県、静岡県及び神奈川県西部	
東海	愛知県、三重県及び岐阜県	
北陸	福井県、石川県及び富山県	
北近畿	滋賀県、京都府及び兵庫県	京阪神に属する地域を除く。
南近畿	奈良県及び和歌山県	
京阪神	大阪府、京都府(京都市を含む大阪府に隣接する地域)及び兵庫県(神戸市及び明石市を含む大阪府に隣接する地域)	
東中国	岡山県、鳥取県及び島根県	
西中国	広島県及び山口県	
四国	香川県、愛媛県、徳島県及び高知県	
北九州	福岡県、佐賀県、長崎県及び大分県	
南九州	熊本県、宮崎県及び鹿児島県	
沖縄	沖縄県	

広域行政圏の中心市町の一覧表

別表2

北海道	東北	岩手県	宮城県	福島県	秋田県	山形県	北陸信越	長野県	富山県	石川県	関東	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	山梨県	中部	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
北海道	青森県						新潟県				茨城県								福井県				
滝川市 富良野市 紋別市 帯広市 網走市 留萌市 稚内市 士別市 名寄市 深川市 函館市 静内町 浦河町 室蘭市 岩見沢市 釧路市 苫小牧市 小樽市 倶知安町 旭川市 江差町 北檜山町 根室市 中標津町 札幌市	弘前市 八戸市 五所川原市 青森市 むつ市 和田市	盛岡市 水沢市 久慈市 一関市 花巻市 北上市 釜石市 大船渡市 宮古市 二戸市	石巻市 白石市 角田市 築館町 古川市 追町 気仙沼市 仙台市	白河市 原町市 相馬市 喜多方市 二本松市 会津若松市 富岡町 郡山市 須賀川市 福島市 田島町	湯沢市 横手市 本荘市 鷹巣町 能代市 鹿角市 大曲市 秋田市 大館市	新庄市 米沢市 寒河江市 鶴岡市 酒田市 村山市 山形市	三条市 燕市 柏崎市 新発田市 上越市 糸魚川市 十日町市 両津市 佐和田町 長岡市 小出町 新潟市 五泉市 村上市 新井市	小諸市 佐久市 飯田市 木曾福島町 伊那市 中野市 飯山市 大町市 松本市 上田市 岡谷市 諏訪市 茅野市	砺波市 魚津市 黒部市 高岡市 富山市 新湊市	七尾市 羽咋市 輪島市 小松市 金沢市	下館市 古河市 大宮町 水戸市 ひたちなか市 笠間市 土浦市 石岡市 銚田町 水海道市 日立市 龍ヶ崎市 つくば市	栃木市 真岡市 今市市 足利市 鹿沼市 烏山町 宇都宮市 小山市 大田原市 黒磯市 矢板市	沼田市 高崎市 太田市 伊勢崎市 渋川市 富岡市 中之条町 前橋市 桐生市	秩父市 本庄市 熊谷市 深谷市 東松山市	茂原市 木更津市 東金市 館山市 佐原市 銚子市 八日市場市 旭市 勝浦市 大原町 成田市 佐倉市 印西市	青梅市	小田原市 津久井町	富士吉田市 都留市 大月市 市川大門町 増穂町 韮崎市 山梨市 甲府市 櫛形町 石和町	福井市 武生市 鯖江市 敦賀市 小浜市 大野市 勝山市	高山市 美濃加茂市 中津川市 恵那市 関市 大垣市 八幡町 多治見市 岐阜市 揖斐川町 萩原町	掛川市 島田市 磐田市 浜松市 沼津市 下田市 静岡市 焼津市 藤枝市 富士市 天竜市	新城市 豊川市 蒲郡市 西尾市 豊田市 岡崎市 豊橋市	上野市 松阪市 熊野市 伊勢市 津市 尾鷲市 大台町 鈴鹿市 桑名市 四日市市
近畿	京都府	兵庫県	奈良県	和歌山県	中国	鳥根県	岡山県	広島県	山口県	四国	香川県	愛媛県	高知県	九州	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄	沖縄県	
滋賀県					鳥取県					徳島県				福岡県									
彦根市 近江八幡市 八日市市 今津町 水口町 大津市	宮津市 峰山町 和田山町 舞鶴市 綾部市 亀岡市 園部町 木津町	豊岡市 八鹿町 和田山町 西脇市 小野市 加西市 洲本市 相生市 赤穂市 篠山市 山崎町 姫路市 龍野市 柏原町 加古川市 高砂市	桜井市 王寺町 大和高田市 天理市 橿原市	御坊市 田辺市 新宮市 橋本市 有田市 和歌山市	倉吉市 鳥取市 米子市	出雲市 益田市 浜田市 西郷町 大田市	津江市 新見市 勝山町 落合町 久世町 高梁市 美作町 笠岡市 井原市 岡山市 倉敷市 玉野市 総社市 備前市 和気町	三次市 庄原市 加計町 千代田町 吉田町 柳井市 山口市 防府市 下関市 岩国市 徳山市 下松市 光市 新南陽市 長門市	池田町 鴨島町 脇町 徳島市 阿南市	観音寺市 大内町 津田町 土庄町 丸亀市 善通寺市 高松市 坂出市	宇和島市 八幡浜市 大洲市 今治市 松山市 新居浜市 西条市 東予市 川之江市 伊予三島市	中村市 安芸市 須崎市 高知市 土佐市 本山町 佐川町	八女市 筑後市 行橋市 豊前市 久留米市 大牟田市 柳川市 甘木市 飯塚市 直方市 田川市	唐津市 佐賀市 武雄市 鹿島市 鳥栖市 伊万里市	島原市 諫早市 福江市 佐世保市 上五島町 有川町 郷ノ浦町 長崎市 厳原町 平戸市 松浦市	人吉市 玉名市 一の宮町 本渡市 山鹿市 八代市 熊本市 宇土市 菊池市 水俣市	日田市 玖珠町 佐伯市 豊後高田市 宇佐市 中津市 国東町 大分市 別府市 臼杵市 三重町 竹田市	都城市 小林市 延岡市 日向市 宮崎市 日南市 西都市 高鍋町	出水市 川内市 加世田市 指宿市 鹿屋市 国分市 鹿児島市 名瀬市 西之表市	平良市 名護市 石垣市 沖縄市 那覇市			

(平成13年3月31日現在)